

認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、横浜保育室  
認可外保育施設、病児保育事業 受託医療機関 設置者・施設長各位

こども青少年局 保育・教育運営課長

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策補助金にかかる 実績報告書の提出について（依頼）

日頃より、本市の保育・教育行政にご協力いただきありがとうございます。また、保育・教育現場において、日々、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に多大なるご尽力をいただいておりますことに、心より感謝申し上げます。

令和 2 年 3 月 19 日付こ保運第 4199 号「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策補助金の申請手続きについて(依頼)」により提出いただいた「補助金交付申請書」及び「事業延長申請書」に基づき、補助金の交付を決定しましたので、「補助金交付決定通知書」及び「補助事業延長決定通知書」を送付いたします。つきましては、次の期日までに、補助金実績報告書のご提出をお願いいたします。

べ切は、**6月15日（月）必着【厳守】**とします。期限内にご提出いただけないと補助金の支給手続きに遅れが生じますので、必ず期限までにご提出をお願いします。

作成にあたっては、必ず「別紙 1 補助金の実績報告手続きについて」をご確認ください。  
今回の依頼は、「4(1)実績報告書の提出」になります。

### ★ 注意点 ★

- ・ 実績報告第 6 号様式の「2 実績報告(4) 感染が疑われる者を分離する必要がある場合における個室化に要する改修」については、児童養護施設等の入所施設が対象であり、その他の施設・事業の方は対象外です。 選択されても、補助金の交付対象にはなりませんので、ご注意ください。(申請書において項目を選択されていた場合でも、交付決定時には対象外としています。)
- ・ 交付決定は、「施設ごと」に行っていますが、法人単位で交付申請をした場合は、まとめて実績報告を提出することが可能です。 作成にあたっては、必ず「実績報告手続きについて」の記載例をご確認ください。
- ・ 令和 2 年 1 月 16 日～令和 2 年 3 月 31 日に発注され、令和 2 年 5 月 31 日までに履行が完了するものが対象です。

(資料)

別紙 1 補助金の実績報告手続きについて

別紙 2 FAQ

※資料が多いため、本通知には同封していません。下記ホームページから必ず確認してください。

「横浜市から施設・事業者のみなさまへのお知らせ」

[https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/iko/shisetsu\\_oshirase.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/iko/shisetsu_oshirase.html)

担当：こども青少年局 保育・教育運営課運営指導係

Email kd-unei@city.yokohama.jp

電話 671-3564